

介助用自動車 購入等 助成金交付事業について

車イス等を使用する在宅の重度障がい者（児）や、ねたきり高齢者等が利用するリフト付き車両等の購入や改造に係る費用の一部を助成します。



●対象者

- ・下肢機能障害又は体幹機能障害1級・2級に該当し、移動に際し車いす等を利用している者
- ・要介護3から要介護5に該当し、移動に際し車いす等を利用している者

※ただし、主たる生計維持者の前年の所得が特別障害者手当の所得制限額を超えないこと

（参考：所得限度額表）

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円

●助成金額

対象経費の2/3（上限20万円）

対象経費とは…改造された自動車を購入する経費で、同型のノーマル車との差額
自動車を改造する経費

●申請について

窓口：御前崎市役所 福祉課（西館1階） ☎0537-85-1121

＜必要なもの＞ ※購入・改造前の申請が必要です

- 介助用自動車購入等助成金交付申請書（福祉課にあります）
- 改造のない同型自動車購入費との差額が分かる書類（見積書等）または改造にかかる見積書
- 身体障害者手帳または介護保険証
- カタログ（新車購入の場合のみ）

●申請後の流れ

- ・申請をいただいた後、福祉課にて審査及び助成金の額を計算します。
- ・助成が決定すれば、「決定通知書」を送付し、助成額をお伝えします。 ※申請から2週間程度
- ・介助用自動車の購入・改造が終われば、実績報告書・請求書（福祉課から送ります）、領収証、車検証、改造車の写真、振込先通帳、印鑑を用意いただき、福祉課へ報告をお願いします。
- ・実績報告が完了すれば、指定の口座に助成額を振り込みます。 ※報告から2週間程度

【問合せ先】御前崎市役所 福祉課 社会福祉係 ☎0537-85-1121